

処方せんの使用期間にご注意ください！

保険医療機関（病院や診療所など）で交付されるお薬の処方せんの使用期間は

「**交付された日（発行日）を含めて4日以内**」です。

こちらには、薬局定休日や日曜祝祭日なども含まれますので、

処方せんの使用期間が過ぎないようにご注意ください。

処 方 せ ん											
（この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。）											
公費負担者番号					保 険 者 番 号						
公費負担医療の受給者番号					被保険者証・被保険者手帳の記号・番号						
患 者	氏 名			保険医療機関の所在地及び名称							
	生年月日	明大昭平	年 月 日	男・女	電 話 番 号						
	区 分	被保険者	被扶養者	保 険 医 氏 名 (印)							
交付年月日		平成	年	月	日	処方せんの使用期間		平成	年	月	日
										<small>特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。</small>	

なお、長期の旅行など特殊な事情があり、保険医療機関の医師・歯科医師が別途処方せんに「使用期間」を記載した場合には、その日まで有効となります。